

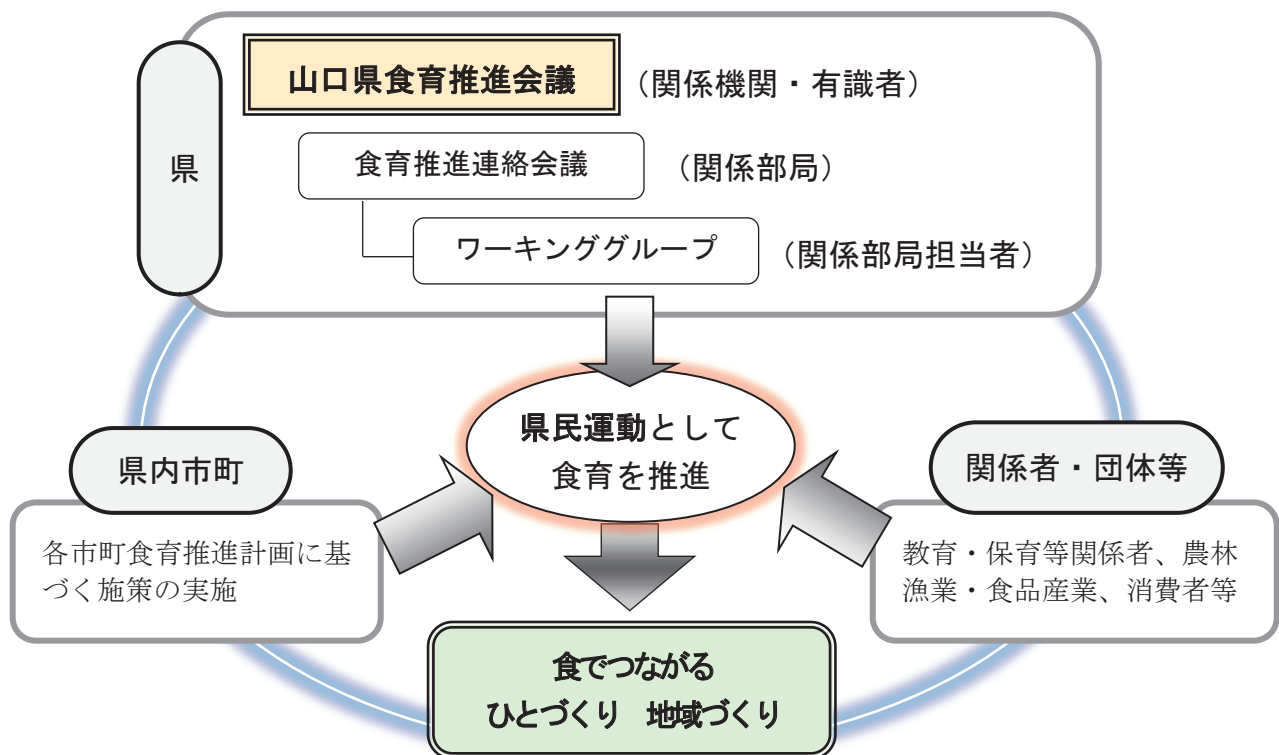
第6章 食育推進計画の推進体制

1 県における推進体制

食育は幅広い分野にわたる様々な取組が求められるため、本県では、それぞれの立場から食育に取り組む関係機関や有識者から構成される「山口県食育推進会議（平成18年（2006年）8月設置）」を食育推進の中心的な組織として位置付け、食育推進計画の作成及び食育推進のあり方に関して検討・意見交換を行うとともに、関係者がその特性や能力を生かしつつ、主体的かつ互いに連携・協働することにより食育を推進します。

また、関係部局で構成する「食育推進連絡会議」及び「ワーキンググループ」により、県が実施する食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

さらに、市町や関係者・団体等と連携・協力を図り、地域レベルのネットワークを活用した取組支援等を行い、『県民運動』として食育を推進します。



2 関係者の役割

(1) 県民

県民一人一人が、生涯にわたって健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食に関する正しい知識と理解を深め食育の推進に寄与するよう努めることが期待されます。

(2) 県

県は、本計画に基づいた食育を着実に推進するため、国や市町、教育・保育、農林漁業、食品産業等の関係者及びその団体等と連携・協力を図り、本県の特性を生かした施策や取組を計画的に実施します。

(3) 教育・保育等関係者

子どもの成長に応じた健全な食習慣が形成されるよう、あらゆる機会や場所を活用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、家庭、学校、保育所、幼稚園等が連携しながら食育に取り組むことが期待されます。

(4) 農林漁業、食品関連事業者等

生産から消費に至る食についての県民の理解が深まるよう、多様な体験の機会や情報の提供等を行うとともに、食育の推進に関する施策や活動に協力することが期待されます。

(5) 市町

地域の特性を生かした食育を推進するため、その基本的な方針等を示した市町食育推進計画に基づき、県や関係機関・団体等と連携・協力した取組を進めます。

3 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、施策を効果的に推進していくため、山口県食育推進会議において、計画の進捗状況等を把握し、適正な進行管理に努めます。

4 計画の見直し

計画期間終了前であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、見直しの必要性や時期等について検討し、山口県食育推進会議の意見等を聴いた上で、必要に応じて計画の見直しを行います。